

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	情報公開・私学課	整理番号	3-2
処分の種類	公益信託の変更の命令			
根拠法令条例等・条項	公益信託ニ関スル法律第5条第1項			
処分の概要	公益信託について信託行為の当時予見することのできない特別の事情が生じたときに知事は、信託の本旨に反しない限りにおいて、信託の変更を命ずる処分をすることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】公益信託ニ関スル法律第5条第1項 [公益信託の変更命令] 第五条 公益信託ニ付信託行為ノ当時予見スルコトヲ得サリシ特別ノ事情ヲ生シタルトキハ主務官庁ハ信託ノ本旨ニ反セサル限り信託ノ変更ヲ命ズルコトヲ得			
基準の制定根拠	—			